

会 議 報 告 書

【会議の概要】

会 議 名：令和5年度第1回加古川市障害者自立支援協議会

日 時：令和5年7月31日〔月〕13時30分から15時00分まで

場 所：加古川市役所 本館 10階大会議室

議 題：〔1〕日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

〔2〕各専門部会の令和4年度活動報告及び令和5年度活動方針の報告

〔3〕その他

出 席 者：委員15名、事業所担当者2名、市〔事務局〕8名

欠 席 者：なし

公開・非公開の別：公開〔傍聴者：7名〕

配布資料：別紙NO.1 次第

別紙NO.2 加古川市障害者自立支援協議会 委員名簿

別紙NO.3 加古川市障害者自立支援協議会 設置要綱

別紙NO.4 加古川市障害者自立支援協議会 公開基準

別紙NO.5 加古川市障害者自立支援協議会 専門部会実施要領

別紙NO.6 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート

別紙NO.7 日中サービス支援型共同生活援助概要

別紙NO.8 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの
評価等に関する実施要綱

別紙NO.9 加古川市障害者自立支援協議会専門部会 令和4年度活動報告と令和5年度活
動方針

【協議の概要】

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

設置者である「障がい者ケアセンターかんの」における報告書について、「障がい者ケアセンターかんの」より報告を受けた。

(2) 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

設置者である「ケアホーム リノ加古川」における報告書について、「ケアホーム リノ加古川」より報告を受けた。

(3) 各専門部会の令和4年度活動報告及び令和5年度活動方針の報告

基幹相談支援センターから、令和4年度の加古川市障害者自立支援協議会各専門部会における活動報告及び令和5年度の活動方針の報告を受けた。

以 上

司会] 事務局、 議長] 会長

1 開 会

《事務局より配付資料の確認・要綱等の説明》

2 議事〔1〕日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価について

「障害者ケアセンターかんの」より報告。

《以下、意見交換の内容》

[会長]

「障害者ケアセンターかんの」からの報告がありましたが、ここまでの内容につきまして、委員の皆様から何かご意見ご質問等がありましたら承りたいと思います。ご発言される場合につきましては挙手をお願いいたします。

[委員]

保健所では、地域で暮らす在宅人工呼吸器の装着患者さん、レスパイト入院の患者さんの対応をしています。ここにも書いてありますが、災害時の避難先として受け入れが可能とっていただき、ありがとうございます。

この難病の患者さんで人工呼吸器を装着しておられる方のレスパイト入院先というのはなかなかないので、レスパイト入院が難しくても、日中にどこかで過ごせるデイサービスのようなものがあつたらいいのではないかと考えているところです。保健所でケースの対応をしている保健師などが、そのような希望があるけれども、どこでそういうサービスを受け入れていただけるのかということをお話しておりまして、かんのさんがもしそういうことをご検討いただけるのであれば嬉しいのですが、希望ですけれども、そういうところをご検討いただくというはいかがでしょうか。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問ありがとうございます。

「障害者ケアセンターかんの」は、人工呼吸器等の方の通所や短期入所の方の受け入れも行っております。

実際、保健所さんから依頼のある、在宅の人工呼吸器の方で、我々の生活介護や短期入所を利用させていただいている方も多くいらっしゃいますので、そういった方は緊急時等もぜひ我々の方を利用いただければと思います。

ただ、基本的には18歳以上という要件を設けておりますので、残念ながら18歳未満の方に関しましては、緊急時はあくまで家族・保護者の方と一緒に避難をしていただくというところだけご留意いただければと思います。以上でございます。

[委員]

ということは18歳以上であれば、ご本人さんだけが施設をご利用され、日中のサービスは可能ということですか。

[障害者ケアセンターかんの]

急な利用という形になりますと、こちらのスタッフの方の対応が難しいかと思えます。

通所などで利用されている方が、急な対応による短期入所というのは、実際に受け入れをしているケースもございますが、そのあたりはご了承いただければと思います。

[委員]

ありがとうございます。

そうしましたら事前に相談させていただいて、どれぐらいの期間かなど、ケースによって希望について相談に乗っていただけるということですね。

ありがとうございます。

[障害者ケアセンターかんの]

緊急時の場合、電源の方はプロパンガス（を使った発電機）があります。しかし、酸素ボンベの方は施設もいくつか準備はしていますが、数の制約があるのではないかとというのは、前々から保健所の方とお話はしておりますので、普段であれば大体酸素の準備はできます。ただ、緊急でいろんな方がみえて酸素ボンベが必要ですというときには何か策を考えないといけないのではないかとというのが、今後の課題には上がっております。そこだけすいませんがお知らせしておきます。

[委員]

ありがとうございました。

[会長]

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

3番の3つ目、地域住民との交流機会を確保されているかというところで、具体的内容として買い物、外食など外出機会を設けているというふうにご回答いただいておりますが、その買い物と外食がどのように地域住民と交流されているということの具体例なのか、補足していただけたらありがたいと思います。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問ありがとうございます。

ボランティアや地域の方を招いて施設内で交流をというような機会が本来かとは思いますが、なかなかコロナ禍で難しかったというところもございます。

そういう中で建物内だけで、閉鎖的な空間というところはどうなのかという思いがありましたので、定期的に地域のスーパーなどへ外出機会という形で、地域の方がいるところに同じ空間で過ごしてもらおうというところを間接的な交流ということで、このコロナ禍の中では進めたというような趣旨でございます。

[委員]

ありがとうございます。

そうしましたら5月以降は少しずつ、従前の形になってきつつある、或いは今年度何か予定されて

いるところがあれば教えていただきたい。

[障害者ケアセンターかんの]

定期的かというと、世間一般では5類相当に引き下げたことによりまして一般的な生活をとありますが、なにぶんやはり重篤になるリスクのある方が多くいらっしゃるというところなので、引き続きコロナの感染対策というのが求められているような状況でございます。そのあたりに鑑みながら、できることをどこまで広げていくかというのを今手探りでやっている状況でございます。

申し訳ございません。

[委員]

ありがとうございます。

[委員]

情報をよく知らないものですから、基本的な質問になりますけれども、医療の件に関してですが、各利用者さんに主治医がいて、ということですが、緊急の入院先などは、もともと各利用者さんの（状況を）把握されているのでしょうか。そこが少し気になったのですが。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問ありがとうございます。

のじぎく福祉会は、順心病院を土台にした法人になっておりますので、緊急時は順心病院が協力医療機関という形で対応させていただいております。

ただ、何もすべてが順心病院ではなく各主治医の先生に緊急時も相談をしながら対応を進めておるといのが実情でございます。

[委員]

ただ、その基本情報が、受け入れる側になる病院にある程度あった方がいいかなというふうに考えるのですが。

[障害者ケアセンターかんの]

（ケアセンターかんの）利用者さんは、加古川中央市民病院をかかりつけ医にされている方も多いため、かかりつけ医の先生と相談をしながら、順心病院で対応できればそちらの方に、加古川中央市民病院がよければそちらにという形です。

この間は、加古川医療センターの方に、本当に緊急で一番近い病院ではないと間に合わないというところで（対応しました）。そのあたりのところは十分に情報共有の方はできていると思います。

[委員]

12番のところですが、開設以来ですね、本校の在校生も緊急時の受け入れにご協力いただいているということで本当にありがとうございます。

お話の中にもありましたが、本校も8時間程度の非常電源が備わってはいるのですが、ただ場所が加古川の河川敷に近いところにありまして、大雨洪水のときなどは浸かってしまう恐れがあるということで、避難所指定にはその時にはなれないような場所にありますので、先ほどお話がありましたように、かんのさんは高台におありなので、そういうときに、電源がないと本当に命に関わる子どもたちがたくさんいますので、登録していただいて、いざいうときにそちらも利用させていただくことができるということで、今後もぜひ継続して、よろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

[委員]

わたしは小児科医ですが、小児の在宅の患者さんがたくさんいらっしゃって、利用基準が18歳以上ということなので、すぐには利用できないとは思いますが、だんだん年齢が上がって行って、18歳になったときに、どのような手続きでここを利用できるのか、何か資格とか必要なのか教えていただきたいのですが。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問ありがとうございます。

一般的な障害福祉サービスの利用と同じになりますので、基本的に市町の障害福祉サービスの受給資格をお持ちで、入居につきましては身体障害者手帳と何らかの医療的ケアが必要な方となります。短期入所の利用につきましては身体障害者手帳とその障害福祉サービスと受給資格があれば、面談等をして利用につなげる形で対応させていただいております。

[委員]

ありがとうございました。

[会長]

他にご意見ご質問等よろしいでしょうか。

ご意見等ご質問ないようでございますので、それでは、今回の意見等を踏まえまして障害者ケアセンターかんのには、後日協議会から結果を報告いたします。

それでは引き続きまして、「ケアホームリノ加古川」よりご報告をお願いいたします。

議事 [1] 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価について

「ケアホーム リノ加古川」より報告。

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ただいま「ケアホームリノかがわ」からの報告がございましたが、ここまでの内容につきましてご意見・ご質問等はございますでしょうか。

私から1点質問をさせていただきます。

先ほどの項目の6の支援の実施、質の確保のところの改善見直しのところで、利用者家族からの意見・希望の部分について、その意見・希望に対しての何らかの計画等々がありましたら教えていただきたいのですが。

[ケアホーム リノ加古川]

近々で言いますと、花火大会を企画しております。

実は季節に応じた、例えばお花見であるとか、先ほど言いましたような花火大会とか、或いは施設の中で一緒におやつを作りましょうというイベントは、開催させていただいています。しかし、それプラスアルファ家族のご意見をいただいていますので、正直、これ以上増やしていきますというご返事は、この場では控えさせていただきます。

もちろん、内容によっては、利用者さんに喜んでいただくことをどんどん提供したいというのは、職員一同当然思っておるのですが、なかなか人手もかかることであり、準備も必要なもので、例えばお散歩の回数を増やすとか、そういったことでの対応という形に今は止めさせていただきます。

[会長]

ありがとうございます。

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

私たちの会員の中にも、こちらの施設を利用させていただいている方がおられますが、日中支援と一体型となると、1日の生活がそこですべて完了してしまうということと、グループホームということで、人数が少ないので支援者さんとより密な関係であると思います。

なので、本人たち、特に知的障がいのある人たちが、自分の思いというのが伝えにくいと思うのですが、その点について何か感じ取る工夫や、これからこういうふうな工夫していきたいということがあれば教えていただきたいです。日中サービス支援型というのは必要な施設でもあると思うのですが、それぞれの障害に応じて、より良い支援が受けられるように今後ともよろしくお願いいたします。

[ケアホーム リノ加古川]

ありがとうございます。

当施設を利用されている利用者さんは、ご自身のご意見をしっかりおっしゃる方がたくさんいらっしゃいまして、当然、その部分に関しては、きちんとお話を伺って、対応をさせていただいています。

あと、やはり言葉でのコミュニケーションが難しい利用者さんも中にはいらっしゃるのですが、そういった方に対しても、例えば字を覚えてみましようというアプローチを始めたり、ものの名前を覚えてもらおうと、いろいろな絵や写真を見て、これは例えばスイカですよとか、桃ですよとか、という対応を試みたりというのを始めたり、言葉が出にくいからといってそのままにしておくのではなくて、何か可能性があるのではないかとこの部分で、そういうアプローチをさせていただいています。

[委員]

6 番の外出余暇活動等というところに書かれております、地域の協力を得て軽作業の提供を行っているという部分、先ほど簡単なシール貼り等ということをお話しされましたけれども、この地域企業の協力を得て、余暇活動で使えるような軽作業、ということなのか、何か本当に製品として成立するようなものを作られているのか。

[ケアホーム リノ加古川]

物は製品です。

[委員]

製品ですね。

わかりました。ありがとうございます。

[会長]

他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

[委員]

3 番のところの項目になるのですが、地域に開かれた運営、日中支援型のグループホーム、特に閉鎖的にならないように地域に開かれた運営をと言われるかと思えます。

最初のところですが、リノかこがわさん、同法人に計画相談あったかと思うのですが、あえてこの中でいくと 10 人中 9 人の方が、別法人の相談支援専門員さんが入られているということなのですが、とてもいいことだというふうに思う反面、違う法人の相談員さんが内部に入ってくることによる、リノかこがわさんにとって何かこう、メリットみたいなことがあったかどうか、何かそのあたりがあれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

「ケアホーム リノ加古川」

特にメリットというのはないのですが、基本的に制度上、全然問題ないですよ。

逆に、囲い込む方が問題とされる可能性があります。だから意図的ということではないのですが、現状、10 人中 9 人となっています。メリットというのは、僕ら自体もいろんな勉強にはなるかなとは思いますが。

それぞれいろいろなケースをお持ちですし、いろいろな経験をされた相談員の方と、少なくとも 9 名の外部の方とお話する機会があるというのは、もうそれ自体ですごいメリットなんじゃないかというふうには思います。

[委員]

とても明快な回答だったなと思います。ありがとうございます。

[委員]

5 番のところの短期入所の併設というところで行きますと、本当に短期入所は今希望がすごくありますが、なかなか利用ができない状況にある中で、今回2名が利用できる枠があるということで、すごくありがたいなと思っています。

そんな中で、緊急的な利用というところで行きますと、今回の報告の中では、そういった事例はなかったということですが、今後また緊急的なことが起こる可能性は十分あるという中で、利用を緊急的に受け入れていただくには、事前に面談を先に済ませておいたほうがいいとか、特に緊急時に対応していきまますというところですか、そのあたり、緊急的な受け入れの方法みたいところで何かイメージがあれば教えていただけたらありがたいと思います。

[ケアホーム リノ加古川]

正直言いますと、生活の場ですので、全く初めての支援と全く初めての利用者っていうのはお互いにすごいストレスがかかると思います。

ですので、チャンスがあれば結構なのですが、ご見学いただいて、どういった場所かというのを実際に見ていただいて、どういうスタッフがいるのか、どんな顔の人がいるのかというのをご理解いただいた上で、利用していただくというのが一番いいと思います。

ただ、ここで挙げている緊急の受け入れという「緊急」という文言をどう取っていいかというのが、すみません今年初めてお答えさせていただくもので、まだ理解できていないところがあるのですが、以前は別の施設でDVからの避難というのは、実際には受けたことがあります。本当に行政の方がお困りで、どうしても行くところがないというのであれば、例えば感染症の有無など最低限確認をとらせていただきたいのですが、過去には一応、法人内の決定でそういった対応をしたことはあります。

ただ今後同じようにできるかどうかは今ここでお約束はできないのですが、本当の緊急時のときに受けた実績があるということで、要素としてはゼロではないという状況です。

[会長]

その他ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

ご利用される方の中に、強度行動障がいのある人が最後に行き着くというか、対応できるというのは日中サービス支援型かと今のところ思うのですが、中にはそのような利用者もおられるのでしょうか。

[ケアホーム リノ加古川]

いらっしゃいます。ただし、先ほど言いましたように、もともと身体障害者療護施設をベースとした職員などが（支援を）行っているので、強度行動障害の方を受け入れます、というのはなかなか難しいかと思います。

我々のスタッフのスキルで、対応できるかどうかという判断は、事前の内部ミーティング等々で判断をさせていただく次第です。

実際のところ、お恥ずかしい話ですが、一旦受け入れて、実は最初の面談時の情報よりもやはり違う生活状況の方というのはいらっしゃいます。また、例えば、利用されて半年経って慣れてきた頃に出てくる行動などもいろいろございます。

当施設のサービスの質というか、サービスの実力では、利用者さんに満足いただけなかったというケースも当然ございました。以上です。

[委員]

そのような場合は次の入所先を探すということになるのですか。

[ケアホーム リノ加古川]

当然、相談支援事業者さんと連携をとりながら、その間は何とか当施設のサービスを継続させてもらい、ただ、この利用者さんに関しては本来もっと良い、(本人に) 合ったサービスが提供できる場所があるのではないかとということで、一緒に探します。

[委員]

ありがとうございます。今後私たちへの支援にとってはすごく肝になる課題だと思しますので、よろしく連携を取ってお願いいたします。

[会長]

その他よろしいでしょうか。

[委員]

強度行動障害のある人は今ゼロとなっていますが、4月30日時点ではゼロで、この間にあったということでしょうか。

[ケアホーム リノ加古川]

強度行動障害の概念といいますか、実際強度行動障害加算がありますが、加算をとっておらず、ただ内容的に、それに近い方がいらっしゃるということです。

[委員]

教えていただけたらと思うのですが、5ページの7番の金銭管理のところなのですが、利用者10名の方全員金銭管理をされているのでしょうか。

それと、小遣い程度という表現をされていますが、上限などですね、預かる上のルールというのは何かお持ちなののでしょうか、教えていただけたらと思います。

[ケアホーム リノ加古川]

自己管理できる利用者さんは自己管理をお願いしております。

基本、最初にも書いていますように、「できる」を増やす支援をさせてもらっていますので、利用者

さんができるなら、もちろん利用者さんに金銭管理を行ってもらっています。金銭管理が難しい方に関してはお小遣い程度ということで、明確なルールは作ってないのですが、2万円までです。

大体、皆さんお持ちいただくのが、現状多くても2万円という金額になります。

[委員]

それは現金預かりですか、それとも通帳預かりですか。

[ケアホーム リノ加古川]

現金預かりですね。

[会長]

他よろしいでしょうか。

なければ、今回の意見を踏まえましてケアホーム リノ加古川につきましては後日、協議会の方から結果を報告させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして議事の2、各専門部会の令和4年度の活動報告及び令和5年度活動方針に関しまして、各専門部会の事務局を務めております加古川市障がい者基幹相談支援センターより報告をお願いいたします。

議事〔2〕 令和4年度各専門部会の活動報告及び令和5年度活動方針の報告
基幹相談支援センター より報告

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ただいま報告がございましたが、ここまでの内容につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

[委員]

これ、意見ですが、差別解消部会が開催なしでケースを探しに行くということですが、僕の経験でお話しますと、小学校や中学校で行事に参加するときに、どうしても肢体不自由な子どもが、全体との平等とか、そういう文脈で特定の小中学校だと思えますが、先生たちが昔の感覚のままおられて、（障害者）差別解消法の合理的配慮が義務づけられたのに、十分な検討がなされないまま、合理的配慮が十分なされていないようなケースが散見されるような気がしますので、なかなか学校に意見を探しに行くのは難しいかもしれませんが、そこは親御さんの方でも、意見を言いにくい部分があると思いますので、そういう切り口で、行事ごとに（障害者）差別解消法の合理的配慮の義務づけ後に、今までと違った形で検討できているかというのは、見に行っていたら、発見とか、学校によってばらつきがあるのではないかと思います。

[委員]

ご意見ありがとうございます。

昨年度本当に開催ができていなくて、何か事案が上がるまでというような形で対応すると報告していた中にご意見いただきまして、今動き始めたところであります。

その中で、まず事務局で話し合っている中に、事案の収集、当事者やご家族へのヒアリングや、あとは事例の検討、市外の事例なども拾い集めながら、少しでもきっかけがあればと考えています。

またアンケートの収集であったりとか、合理的配慮の情報の共有であったり、今こういったところの意見が挙がっておりますので、明日、部会の打ち合わせがありますので、その中でも今いただいたご意見を参考に進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

[会長]

他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

なければ、先ほどの報告、またご意見の内容を踏まえて今年度の活動をより一層進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続いて議事の3のその他の項目でございますが、委員の皆様におかれましてはこの場で改めてのご報告やご意見ご提案がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

議事 [3] その他

《意見なし》

3 閉会

以 上